

## 藤沢市放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・障がい児者一時預かり運営事業者公募に係る質問及び回答

| No.      | 質問内容  | 回答   |
|----------|---|--|
| 8月30日更新分 |   |  |
| 1        | 建物屋外の敷地内に倉庫やプランター（花壇）等を置くことは可能か                                     | 建物背面のバルコニーや側面の通路は建築基準法上の避難通路ではないため、倉庫等の設置は可能です。ただし、通路としてのスペースは必ず確保してください。  |
| 2        | 屋内に移動用リフト（ホイスト）の設置は可能か  | 建物の借用を終了する際に原状回復を行うことを条件として、改修は可能です。ただし、建物の引き渡しは3月初め頃を予定しているため、4月の事業開始まで1か月程度しか施工期間を確保できないことに留意が必要です。また、設備にかかる負荷と設置箇所の強度についても十分注意し、必要な補強工事等を欠かさず実施するとともに、改修箇所で生じた破損等はすべて事業者の負担で修繕を行ってください。 |
| 3        | 開所時間以外の空き時間に他事業（地域の縁側や子ども食堂など）での活用は可能か<br>可能な場合、地域他団体と連携し事業を実施して良いか | 指定事業以外での使用はできません。ただし、事業実施中の、放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・障がい児者一時預かり利用者との交流は可です。   |
| 4        | 建物の火災保険等は市が入る形となるのか   | 市が火災、落雷、風水害、雪災、土砂崩れなどによる損害に対する保険に、加入します。   |
| 5        | 建物全体にかかる光熱費はどの程度の金額であると想定しているか                                      | 具体的な費用は運用の仕方によるため想定していません。設備については次のとおりです。<br>分電盤の負荷容量は合計22.259kva。<br>機械設備としてはエアコン7台（室外機2台）、全熱交換器7台、天井扇4台、IHコンロ3口、ガス瞬間湯沸し器（24号、ガス消費量44.2kW）2台を設置。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 6  | 放課後児童クラブ設置促進事業・開設準備経費の交付は可能であるか   | 本施設は賃借料が発生しないため、放課後児童クラブ設置促進事業の開所準備経費の対象とはなりません。また、本市の施工により新設された施設であり、改修工事を伴わない整備となるため、今回の放課後児童クラブの開所準備にあたって市から支出される負担金は、資金計画書（様式7）に記載のとおり、初度調弁費用（上限1,800,000円）及び開所準備人件費（上限161,000円（令和元年9月現在））のみです。 |
| 7  | 放課後等デイサービスの管理者が管理業務のみを行う場合、放課後児童クラブのクラブ長との兼務は可能か                            | 放課後等デイサービスの管理者と放課後児童クラブのクラブ長との兼務は、両事業の人員配置の基準を満たし、業務に支障がない場合に限り可能です。ただし、同時に複数の事業に従事しているという扱いは認められません。   |
| 8  | 放課後等デイサービスにおいて、児童発達支援との多機能型としての開所は可能か<br>また、重症心身障害児の放課後等デイサービスとしての開所は可能か    | 児童発達支援については、公募の対象外事業のため、多機能型での開所できません。<br>重症心身障がい児の放課後等デイサービスについては、定員10名の確保ができれば開所は可能です。  |
| 9  | 放課後等デイサービスと一時預かりが被る時間は必ずパーテーションで区切らなければいけないか？<br>また、パーテーションの素材は？            | 基本的にはそれぞれの事業目的のために使用するスペースなので区切って使用してください。ただし、事業同士で交流する場合はその限りではありません。<br>パーテーションは、天井のレールから吊り下げたスライディングウォールです。パネルは厚さ3cmで全9枚。すべて展開すると反対側の壁まで達します。なお、一枚目のパネルにはドアと避難口誘導標識が備え付けられています。                  |
| 10 | 公募要領 P, 4 6 (3) 施設運営に当たり適合すべき基準について<br>・今回の天神町の公募について、神奈川県庁は承知をしている事業になるのか。 | 放課後等デイサービスの施設等の基準については、神奈川県に確認していますが、放課後等デイサービスの開所にあたっては、運営事業者が神奈川県への指定申請を含むすべての手続きを行う必要があります。<br>神奈川県が開催する開所前障害児通所支援事業所説明会に必ず参加してください。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 11 | <p>公募要領 P, 8 7 (2) 運営に係る費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に係る費用並びに土地及び施設の使用料については、すべて事業者の負担となると記載があるが、月の目安はどのぐらいを予定されているか。</li> </ul>                | <p>土地及び施設の使用料は月額14万円程度を予定しています。運営に係る費用については、施設の運用方法により変動するため想定しかねます。</p>   |
| 12 | <p>公募要領 P, 3 6 (3) 本公募に係る放課後児童クラブ・放課後デイサービス・障がい児者一時預かりの概要及び基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2そよかぜが閉所するにあたり、利用しているすべての児童が新しく開所される事業所を利用するのか。</li> </ul> | <p>児童クラブは今年度の利用クラブに関わらず、毎年学区内のクラブ内に入所申し込みを行うため、来年度どちらのクラブに入所申し込みをするかは、純粋な希望制となります。第2そよかぜ児童クラブの利用者が来年度はそよかぜ児童クラブを希望することもあれば、そよかぜ児童クラブの利用者が来年度は新クラブを希望することもあり得ます。</p>  |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児者一時預かりについて</li> <li>・利用される割合で、障がい児・障がい者のどちらが多いか。</li> </ul>   | <p>平成30年度、藤沢市の一時預かり事業の実績では、延べ1,555人の利用があり、うち1,065人が障がい児・490人が障がい者となっております。</p>   |
| 14 | <p>【一時預かり】</p> <p>一時預かり事業の職員は、放課後児童クラブ、または放課後等デイサービス職員と兼務することが可能か。</p>  | <p>&lt;一時預かり事業&gt;</p> <p>「藤沢市障がい児者一時預かり事業実施要綱（案）」第5条3項において、2名以上の職員の配置を定めています。事業実施時常時2人の職員配置は必要であり、2名を超える職員が当該事業に従事する場合、3人目以降の職員は兼務で構いません。</p> <p>&lt;放課後等デイサービス&gt;</p> <p>一時預かり事業の職員と放課後児童クラブまたは放課後等デイサービスの職員との兼務に関しては、各事業の人員配置基準上の基準を満たし、業務に支障がない場合に限り可能です。</p> |
| 15 | <p>【一時預かり】</p> <p>職員を2名以上配置するものとするがあるが、営業日、時間帯等においては常時2名以上の配置が必要か。①6日開所の中で1名配置の日が生じても差し支えないか。②8時間のうちで1名配置となる時間が生じても差し支えないか。</p>   | <p>事業実施時間帯において、常時2名以上の職員配置が必要です。利用者及び施設の安全確保からも、1名配置の日・時間帯が発生することは想定していません。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 16 | 【一時預かり】<br>利用がない営業日であっても2名以上の職員を配置することが必要か。   | 営業日であれば、利用者の有無に関わらず、2名以上の職員配置が必要です。  |
| 17 | 【一時預かり】<br>放課後児童クラブ、放課後等デイサービスと一体的に運営する上で、安全面に配慮し、活動時間帯における受け入れ対象年齢等を制限することは可能か。    | 市としては、当該事業利用希望者については、広く受け入れを行うことを希望しますが、障がいの特性等による受け入れの判断は、各事業者に一任します。                     |
| 18 | 【一時預かり】<br>土日を含む週6日とは、土日とも含み6日以上か、いずれかを含む6日以上か。例えば月～土曜日の開所で事業内容として問題ないか。            | これまでの事業実績から本事業は土日の利用者が平日と比較して多いことから、土日とも含む6日以上とします。  |
| 19 | 【放課後児童クラブ】<br>施設長(クラブ長)とあるが、障害福祉サービス事業所の管理者のように、法人における管理的立場の職員を配置する必要があるか。          | 市の基準で、放課後児童支援員の資格を持つ常勤職員をクラブ長とすることと定めていますが、法人における管理的立場であることは求めています。                        |
| 20 | 【放課後児童クラブ】<br>職員配置について、定員60名とすると営業時間内すべての時間で4名配置が必要か。利用人数や時間帯により3名以下の状況が生じて支障ないか。   | 利用人数に応じて職員配置数を減らすことは可能です。  |
| 21 | 【放課後児童クラブ】<br>イベントやレクリエーション、夏休み期間のプールなどの活動において、天神小学校の設備等(校庭、体育館、プールなど)をお借りすることは可能か。 | 選考後に学校及び天神小学校区でそよかぜ児童クラブを運営する(公財)藤沢市みらい創造財団と調整を行うこととなります。現在のそよかぜ児童クラブ、第2そよかぜ児童クラブは使用しています。 |
| 22 | 【放課後児童クラブ】<br>児童が活動で使用する消耗品(折り紙等)は、資金収支予算書の勘定科目は消耗品でよいか。                            | 消耗品で計上してください。  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 23 | <p>【放課後児童クラブ】<br/>入所料は事業所の収入になるとみてよいか。また入所料の減免は市が管理するのか。減免額はどのように把握するのか。</p>   | <p>入所料は事業所の収入となります。<br/>減免額の把握は、該当者の課税証明書で行います。市が作成した通知を入所者へ配布していただき、該当者から提出された課税証明書を事業者ごとに取りまとめて市に提出していただきます。減免された額は年度末の負担金支払いの際に清算を行います。</p> |
| 24 | <p>【放課後等デイサービス】<br/>家賃はいくらになるか。また、家賃計上は放課後等児童デイのみで、一時預かりは案分計上する必要はあるか。</p>   | <p>月額14万円程度を予定しています。施設使用料が必要となるのは放課後等児童デイのみです。</p>   |
| 25 | <p>【建物】<br/>生活室(80㎡)、指導室A(45㎡)、指導室B(30㎡)のいずれも99㎡を超えていない。放課後児童クラブの指定基準(1.65㎡/人、放課後等デイは2.47㎡/人)に満たないと思われるがよいか。もしくは、複数の部屋で基準を満たすという考えか。</p> | <p>定員に出席率75%を乗じた45人を支援数とし、支援数に対して1人あたり1.65㎡である74.25㎡を児童クラブの生活室に必要な面積としています。</p>  |
| 26 | <p>【建物】公募要領の施設概要、共用部分に駐車場4台とあるが、放課後等デイサービス送迎に使用する公用車の駐車スペースとみて支障ないか。</p>   | <p>当該事業で使用する分には支障ありません。</p>  |
| 27 | <p>【建物】<br/>建物の図面について、現時点で建設前と見受けられるが変更は可能か。可能ならばどの程度事業者の意見を反映いただけるか。</p>  | <p>実施設計まで終了しているため、基本的には変更できません。軽微な変更については相談可能です。</p>   |
| 28 | <p>【建物】<br/>近隣にご家族送迎時や、通勤用の駐車スペースを別に確保できるか。</p>  | <p>別途確保する場合は、事業者負担で駐車場を借りていただく事となります。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 29 | <p>【様式4】<br/>支援人数、支援可能人数とは何か</p>  | <p>&lt;放課後児童クラブ&gt;<br/>支援人数は、定員60人に出席率75%を乗じた45人となります。</p> <p>&lt;放課後等デイサービス&gt;<br/>支援可能人数は、定員に対する支援可能な人数を確認するものです。定員通り受け入れが可能であれば、10名と記載してください。</p> <p>&lt;一時預かり&gt;<br/>支援人数は、事業の定員となりますので5名と記載してください。</p> |
| 30 | <p>【様式5】<br/>「記入欄に収まらない場合は別紙提案でも可」とあるが、記入欄の幅を広げて記載することは支障ないか。</p>   | <p>支障ありません。</p>  |
| 31 | <p>【様式7】<br/>放課後児童支援員等処遇改善等事業は、藤沢市の場合実施対象外になるのか。</p>  | <p>現状の処遇を改善するという考えから、事業実施2年目以降から対象となります。</p>   |
| 32 | <p>【様式8】<br/>添付書類の同日付の残高証明書について、原本は一部でよいか（副は写しでよいか）</p>   | <p>副本は写しで構いません。</p>  |
| 33 | <p>【様式9-1(放課後児童クラブ)】<br/>開所日数加算の単価、児童クラブ市補助金 別紙1では、単価17,000円となっているが子育て支援交付金では18,000円となっている。別紙1の単価で試算か。</p>  | <p>国から示された子ども子育て支援交付金の額に応じて翌年度の予算要求を行うため、現時点では金額が異なっています。予算措置がされるという確約はないため、現時点の単価（=17,000円）での試算となります。</p>   |
| 34 | <p>【様式9-1(放課後児童クラブ)】<br/>市の基本負担金額（年額）は4,306,000円と記載があるが、平成31年4月1日 第三次改正「子ども・子育て支援交付金の交付について」には（ウ）構成する児童の数が35～45人の支援の単位 4,484,000円となっているが、市負担金額の計上となるのか。</p> | <p>問33と同じ。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 35 | <p>【様式9-1(放課後児童クラブ)】<br/>市負担金(別紙1)運営に係る負担金のうち、【その他 法人諸経費】の欄がないか追加してもよいか。</p> | <p>最上部の「市負担金収入」欄に、法人諸経費も含めたすべての市負担金の合計額を記入してください。</p> |
| 36 | <p>【様式9-3収支予算書(一時預かり)】<br/>収入科目に補助金がないが、追加してもよいか。</p>                        | <p>追加して構いません。</p>                                     |
| 37 | <p>【様式9-1, 2, 3】<br/>人件費の「福利厚生」は、「法定福利費」でよいか。</p>                            | <p>法定福利費で構いません。</p>                                   |